

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主及びその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。

このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主及び投資家又は利害関係者等からの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指しております。

当社グループは、本社においては「執行役員制度」を導入し、経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、内部監査部門である内部監査室並びに会計監査人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社服部	5,616,000	22.38
服部信治	700,000	2.79
服部弘信	484,000	1.93
奥田周二	307,500	1.23
株式会社合田工務店	280,000	1.12
株式会社明和	280,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	260,000	1.04
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	245,900	0.98
株式会社SBI証券	203,700	0.81
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	195,080	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

上記大株主の状況は、平成29年6月30日付の株主名簿によるものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

6月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安齋 敏雄	他の会社の出身者								△			
矢島 光範	他の会社の出身者											
中島 信一郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安齋 敏雄	○	----	当社の社外取締役として、金融機関での豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有していることから、当社経営上有用な意見・助言が期待できること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。
矢島 光範	○	----	当社の社外取締役として、総合商社における国内外での豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。

中島 信一郎	○	----	当社の社外取締役として、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。
--------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と監査法人は四半期に1度レビュー時に会議を持つほか、事業年度の初めには年間監査計画を提出しております。また、代表取締役と監査法人のレビュー時にも常勤監査役は立ち会っております。常勤監査役と内部監査室は、月に1度の打合会を定例とし、その他必要に応じて会議を持っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
椎熊 正大	他の会社の出身者													
八重樫 徹也	他の会社の出身者													
柳 宗一郎	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

椎熊 正大		----	金融機関における豊富な経験と建設業界勤務による不動産業界全体への包括的理解に基づき、当社の監査体制の一層の強化を望めることから監査役を依頼しております。
八重樫 徹也		----	当社の取引先に長年就業し、豊富な経験と業界に対する知識を有していることから、監査役を依頼しております。現在は取引先から退職しており、同社とは関係しておりません。
柳 宗一郎		----	日本電信電話公社(現NTT)をはじめとして大会社の管理畑を歴任した視点で、当社の経営を強化することから監査役を依頼しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

取締役のうち、独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び当社グループ従業員に対しこれまで9回のストック・オプションを付与致しており、取締役に対するストック・オプションは、平成28年11月15日開催の取締役会決議に基づいて付与された第9回新株予約権の合計52,000株が付与残数であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブとして取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び当社グループ従業員に対し、ストック・オプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 報酬等の種類別の額
・取締役 報酬等の総額 99百万円(内訳:基本報酬 99百万円、ストックオプション 666千円) 対象となる役員の員数 7名
・監査役 報酬等の総額 14百万円(基本報酬 14百万円) 対象となる役員の員数 3名
(2) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当者なし

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

専任のスタッフは置いておりませんが、社外取締役については社長並びに管理本部長及び財務経理部長より適時に社内情報を提供しており、社外監査役に対しては内部監査室並びに管理本部のスタッフにより、適時要請に応じてサポートいたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は、議決権者として取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されており、当社の重要事項を決定し、取締役並びに執行役員の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、経営監視を主たる目的として監査役3名（うち社外監査役3名）も同席しており、定時取締役会として毎月1回、年12回の取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な事項は全て付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、定時取締役会のほかに、四半期決算における決算取締役会や株主総会後の新取締役による取締役会並びに迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合等に、逐次臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で意思決定を行っております。なお、平成29年6月期に開催された臨時取締役会は11回でした。

監査役会

当社は、定款の定めにより監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針及び分担にもとづいて行われた各監査役監査並びに監査法人監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。監査役会は、定時取締役会の同日に定例監査役会を開催するとともに適時必要に応じて臨時監査役会を開催いたしております。監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の法令・定款遵守状況の把握に加えて、各取締役からのヒアリング等を実施する他、稟議書や関係資料の閲覧を通して業務監査及び監査法人監査の正確性・妥当性・有効性、監査法人の報酬の妥当性を検討するなど、監査役監査を実施しております。

執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入することで経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。執行役員は管理本部並びに都市開発事業本部の2本部の長からなる常務執行役員と取締役会において全部門長のなかから選任されます。現在、常務執行役員2名、執行役員4名が選任されております。

常務会

常務会は、平成27年6月期より一層のコーポレートガバナンスの徹底を図るために設置いたしました。代表取締役社長に取締役常務執行役員2名を合わせた3名で構成され、議題により常勤監査役も同席いたします。原則として週1回以上開催し、業務遂行の状況確認をするとともに、会社経営の基本方針並びに中長期経営計画等、業務執行の基本となる内容について、予算委員会からの上程予算並びに取締役会への上程内容について意見交換をすることを目的としております。

部長会

部長会は、代表取締役に全部門長並びに内部監査室長で構成され、常勤監査役の立ち会いのもと毎週1回開催しております。日常業務上の問題点や業務の進捗状況の確認をテーマとして、意見交換を活発に行い、経営上のコンセンサスと効率化を上げております。

内部監査室

内部監査室は、監査法人並びに監査役会と緊密に連携を取り、監査法人とは四半期に1度のミーティング、監査役会とは常勤監査役との月に1度の定時連絡会を実施しております。内部監査室は、内部監査担当部門として全部門を対象に年度計画にもとづく業務監査並びに内部統制上の評価を実施し、監査結果を報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

各種委員会

当社は、予算委員会・コンプライアンス委員会を中心として、必要に応じて内部統制委員会・危機管理委員会・リスク管理委員会・賞罰委員会を開催し、法令遵守の徹底を根幹とした企業経営の正当性を全取締役並びに従業員に啓蒙し、市場のニーズに応える企業風土の形成に努力しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、不動産業界特有の各種法令並びに業界慣例等専門分野での経験並びに知識を有し、当社ビジネスモデルを代表取締役と共に構築してきた上場以前からの取締役に加え、上場会社として必要である各種法令や経験・知識を有する取締役・部門長を確保して経営の効率化を図ってまいりました。また、本体制を補完するために監査役に関してはすべて社外監査役としており、平成29年9月開催の第20回定時株主総会において3名の社外取締役を選任しております。

このように、当社では執行役員制度を導入し、常務会・部長会及び各種委員会を設置することにより、経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外監査役並びに社外取締役の招聘により、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施していることから、コーポレート・ガバナンスの体制を十分に図ることができると判断し、現在の体制を選択いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は、株主の参加をしやすくするために株主総会を午後に開催いたしております。 また、事業報告並びに財務諸表の報告については、映像による分かりやすい詳細な説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに1回、地方都市での個人投資家向けの説明会を開催してまいりました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとに年4回決算説明会を開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期報告書・有価証券報告書・臨時報告書・株主総会招集通知・株主通信・決算説明会資料・適時開示資料をホームページに掲載いたしております。 http://www.urbanet.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する質問をホームページで受け付け、3営業日以内の回答をしております。	
その他	1. 機関投資家のニーズに対応するため、沈黙期間を除く期間において、機関投資家からの問い合わせ並びにOne On OneやSmall Meetingに積極的に応じております。 2. 個人投資家のニーズに対応するため、半期ごとに代表者の対談方式によるビデオ配信をいたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、日本において活動の場が少ない立体アートを勉強する学生だけを対象にした、コンペティション(アート・ミーツ・アーキテクチャー・コンペティション)を年1回開催しており、本年度で17回目となります。 また、当社は東日本大震災以降、みちのくYOSAKOI祭りへの協賛を続けるとともに、国連UNHCR協会を經由して人道的支援を行っており、平成27年6月期はネパール大地震被災者への支援を行いました。また、平成28年6月期は熊本地震被災者への支援を行いました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主及びその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主・取引先・従業員、その他全ステークホルダーからの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の基本方針である「企業理念」「経営指針」「行動指針」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款、当社諸規程及び社会倫理を遵守するようコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (2) 諸規程で各部門の権限と責任を明確に定義し、相互牽制が有効に機能する組織体制を整備し、内部統制の強化を図る。
- (3) 内部監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締役会及び監査役会にその結果を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (2) 当該情報については取締役又は監査役が常時閲覧できるように保存及び管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部門の業務執行に係るリスクの管理は危機管理規程に基づき当該部門が行い、全社的若しくは組織横断的なリスクの管理はリスク管理委員会が行う。
- (2) 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び監査役に報告し、必要に応じて改善策の審議・決定を取り締役会等において行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに、内部牽制機能を確立するため、各組織の権限や責任者の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- (3) 業務運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案するとともに、その進捗管理を徹底し、その状況を定期的に取締役会へ報告させ効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業理念・目標達成に向けての業務執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グループ全体の経営管理を図る。
- (2) 当社は関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができ、内部監査室及び指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- (2) 当該使用人は、その職務の執行に関して取締役及び当該使用人の部門長の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役等に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役からの求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合や、監査役があらかじめ当社及び子会社の取締役と協議して定めた事項は遅滞なく報告するものとする。

8. 監査役等に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は当社の監査役会及び監査役並びに子会社の監査役へ報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ役職員に周知徹底する。

9. 監査費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席する他、稟議書等を閲覧する。
- (2) 代表取締役は、定期的に監査役と会合を持ち、会社に対処すべき課題等について意見や情報の交換を行う。
- (3) 監査役は、会計監査人・内部監査室との意見や情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的にを行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 当社取締役会は、当社各部門及び子会社から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- (2) 定期的にコンプライアンス委員会を開催しコンプライアンス上の報告、検討・決議、コンプライアンス取組全般についての審議等を行っております。
- (3) 当社取締役から当社常勤監査役に提出している「職務執行確認書」を、子会社取締役についても準用し、提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたしております。

また、反社会的勢力との関係排除のため全取引先の反社会的勢力チェックを実施するとともに、全従業員への啓蒙活動を実施し、全社的に法令遵守を徹底しております。

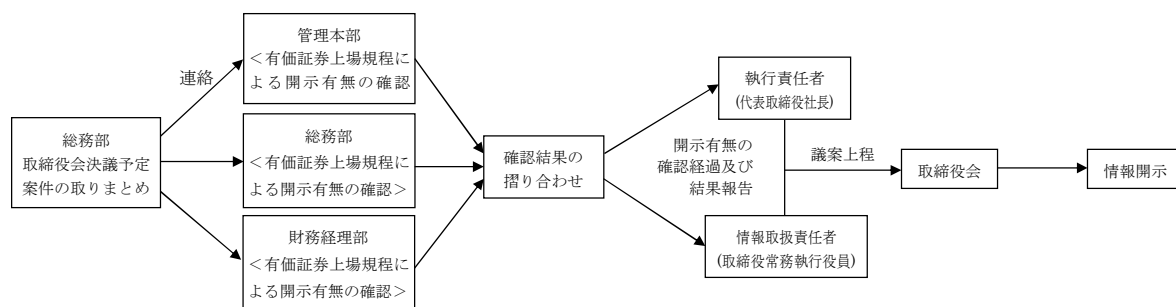
整備状況

当社グループは、新規取引先希望会社・新規賃借人希望者・分譲購入希望者については、全て総務部において反社会的勢力チェックを徹底しております。

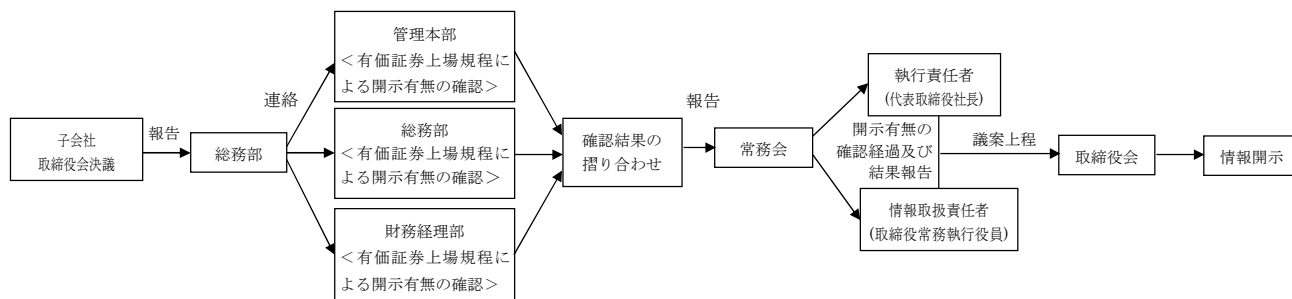
また、現取引先につきましても、1年に1度のチェック体制を進めております。



【適時開示体制の概要（模式図）】



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

